

高浜再稼働を容認



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止め仮処分を取り消す決定が出され、垂れ幕を掲げる住民側弁護士ら=28日午後。大阪高裁判で

大阪高裁 抗告審決定

仮処分取り消し

「新規制基準は合理的」

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町）の運転差し止めを命じた昨年三月の大津地裁の仮処分について、大阪高裁（山下郁夫裁判長）は二十一

八日、関電の抗告を認めて取り消す決定をした。仮処分を受けて関電は一基の運転を停止しているが、一年ぶりに再稼働できるようになった。
住民側は最高裁への抗告には慎重な姿勢を示している。=関連②②②
面、論説③面

監督の岩松方根社長は同日、記者会見で、一基の再

既にこれは四月下旬にも運転を再開する見通し。

後に策定された原子力規制委員会の新規制基準を「事

行の枠組みも「不合理」とは言えない」と容認した。

「確保されている」とする問題の主張を認めた。

仮処分は滋賀県内の住民二十九人が申し立て、昨年三月に大津地裁（山本善蔵裁判長）が差し止めを命じた。同七月の決定を出した。

裁判に抗告していた。

3、4号機を巡っては、二〇一五年一月、規制委が新規制基準に適合するとの判断。四月に福井地裁で連断され、差し止めの仮処分決定がなされたが、十一月、地裁の判決

の言法の暴走とも言へべきで、強い抗議の意志を表明する。

- 関西電力高浜原発3、4号機の運転を差し止めた大津地裁の決定を取り消す
 - 新規制基準は東京電力福島第1原発事故の教訓を踏まえた最新の科学的、技術的知見に基づき、合理性がある
 - 高浜原発で新たに設定された基準地震動は過小ではなく、耐震補強工事や津波対策も適切
 - 各種の規制により、事故時に著しい炉心損傷を防ぐ確実性は高い

民意無視の暴走

住民側弁護団の話 原発再稼働に反対する国民が賛成を大きく上回り、社会全体で原発の危険性を受け入れる合意形成がなされていない。その状況で高浜3、4号機の運転を容認する大坂高裁の判断は、民意無視の司法の暴走とも言ふべきで、強い抗議の意志を表明する。

3/19
日曜

関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めが取り消しとなり、会見する井戸健一弁護団長(左)と住民代表の辻義則さん(右)=28日午後5時31分、大阪市北区の大坂弁護士会館で(中村千春撮影)

高浜3、4号機再稼働容認



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止めを命じた昨年3月の大津地裁の決定から一年。大阪高裁は二十八日、「原決定を取り消す」と正反対の判断を下した。「歴史に残る恥ずべき決定だ」。再度の朗報を願った住民側は怒りをあらわにし、関電は「大きいステップを踏み出した」と再稼働への意欲を見せた。=1面参照

「福島 学んでない」



関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止め仮処分を取り消す決定を受け、抗議する人たち=28日午後3時18分、大阪高裁前で(伊藤道撮影)

裁判所から飛び出してきた弁護士たちの表情が硬かつた。「国民・県民世論に逆行する不当決定」。両手を広げて掲げた垂れ幕の文

字に、決定を待ち構えた五十人超の支援者から一斉にため息が漏れた。福島第一原発の事故前から脱原発運動に取り組む無職沢田享子さん(68)=大津市は「思いが届かなかつた」と悔しい。裁判官には、普通の感覚でやっでもらいたかった」と厳しい表

住民側怒り「不当決定」

情。福島県南相馬市から大津市に避難している青田恵子さんは「決定は福島から何も学んでいない」と話し「私たちは、だとに犠牲になつたわけじゃない」と語気を強めた。

決定後、裁判所近くで開かれた記者会見は、百人近く入る会場が通路まで埋まつた。マイクを持つた井戸謙一弁護団長(63)は「最初から結論ありきだったのかな」と疲れ切った表情で感想を漏らした。大津地裁の決定から一年で判断が覆つた点を問われると「原発を巡る状況の変化ではなく、裁判官の姿勢の問題だ」と切り捨てる。

住民代表の辻義則さん(70)=滋賀県長浜市)=は「司法は政府や電力事業者の思いを忖度して不当な決定を私たちに押しつけた」と非難。「歴史に残る恥すべき決定だ。大阪高裁よ恥を知れ」と叫ぶと、支援者たちは「そうだー」と拍手した。一方、弁護団からは「各地の訴訟に生かしたい」との声も。井戸団長の隣に座った脱原発弁護団全国連絡会共同代表の河合弘之弁護士(52)は「負けたら次の手

を考える。みなさん、楽し」今後の活動への支援を求めていた。(鈴木啓紀、芦原千晶)

3/19
早祐

住民目線どこに

解説 高浜原発3、4号機の再稼働を認めた大阪高裁の抗告審決定

るものかどうかを厳しく問うた。

原発の運転停止を求める

大勢の人々が全国で訴えを

起こしているのは、国も電

力会社も原発再稼働に前めりになる中、新基準をチ

ックする最後のとりでと

しての役割を司法に求める

からだ。大津地裁の判断か

ら一転、大阪高裁は当の規

制委が自らつくった解説資

料に依拠し「新規制基準は

合理的」と断じた。これで

は司法の独立性、客觀性を

放棄したのに等しいのではないか。

長期にわたって暮らしを奪われる地元住民に寄り添い、新規制基準が納得でき

した。下級審で住民側が勝訴しても、結局は高裁や最高裁で覆される構図は、福島事故前から繰り返されてき

る壁の厚さと、打ち破る難しさもあらためて感じさせ

今回の決定があつても原発訴訟はやまないだろう。

事故の教訓を置き去りにし、期待を裏切り続けるの

かどろか。司法自身が問わ

れている。

(角雄記)

東京電力福島第一原発事
故は、社会から要求される
原発の安全水準を、格段に
高めたはずだ。一年前、全
国で初めて稼働中だった原
発を止めた大津地裁の仮処
分決定は、事故が起きれば
長期にわたって暮らしを奪
われる地元住民に寄り添
い、新規制基準が納得でき

原発訴訟における上級審